

神戸町小規模工事等契約希望者登録の申請について

1 小規模工事等契約希望者登録制度について

- ・この制度は、入札参加資格申請をしていない（法人・個人を問わない）方でも、80万円以下の工事等の受注、施工を希望する方を登録し、町が発注する工事、修繕等のうち小規模な工事において積極的に業者選定の対象とすることにより、町内業者の受注機会の拡大を図ることを目的としています。
- ・小規模工事等の範囲は、町が発注する小規模な建設工事や修繕で、その内容が軽易でかつ履行の確保が容易なもので、1件の工事金額が80万円以下のものです。
- ・原則として複数の業者での見積り合わせにより、最低価格を提示した方と契約することになります。また、見積り合わせに指名されても都合により辞退することは自由です。ただし、必ず担当課まで連絡してください。
- ・施行は関係法令や規則に基づき、信義に従い誠実に履行しなければなりません。
- ・なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けは禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲の業種（最大3業種）で登録してください。

2 登録できる方・できない方

（登録できる方）

- ・神戸町内に主たる事業所を置いている方
※建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いませんが、次の（登録できない方）いずれかに該当する方は除きます。

（登録できない方）

- ・神戸町内に主たる事業所を有しない方
- ・契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ていない方
- ・神戸町契約規則に基づく入札参加資格者名簿に登録されている方
- ・希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
例：電気工事、管工事、消防施設工事
- ・町税に未納がある方
- ・その他契約の相手方として不適当であると認められる方

3 登録の受付

- ・申請書の配布は、総務課管財係（役場2階・窓口⑱）で行います。また、町のホームページからもダウンロード可能です。
- ・登録申請は、総務課管財係へ直接持参してください。
- ・登録の受付期間は平成31年2月1日（金）～2月28日（木）です。（土日祝日を除く。）

4 登録の有効期間

受 付	H31. 2（定期）
有効期間	H31. 4. 1～H32. 3. 31

5 登録の申請

登録を希望する方は、下記の書類を総務課管財係へ提出してください。申請書及び添付書類は左上をホチキス止めて1つにまとめてください。

	書 類	区分	備 考	法人	個人
1	神戸町小規模工事等契約希望者登録申請書	原本		◎	◎
2	町税の納税証明書（完納証明書）	写可	法人：法人のもの 個人：代表者のもの	◎	◎
3	商業登記事項証明書	写可	法人事業者の場合	◎	
4	代表者の身分証明書	写可	個人事業者の場合		◎
5	代表者の住民票の写し	写可	個人事業者の場合		◎
6	資格者証又は免許証の写し	写可	資格および免許等が必要な業種を希望する方	○	○

※○は該当する場合に添付してください。

※上記2～5については申請書を提出する日から前3か月以内に交付されたものに限りです。

6 登録事項の変更等

登録事項に変更（入札参加資格者資格者名簿に登録された場合も含む）があった時や事業を廃止したときは、神戸町小規模工事等契約希望者登録変更・廃止届を速やかに提出してください。

7 登録の取り消し等

受け付けた申請書に虚偽の記載が認められた場合、2の登録できない方に該当するようになった場合及び契約に関して不正または不誠実な行為等があった場合には当該登録を取り消すことがあります。

8 契約の締結

契約締結後（発注後）の辞退はできませんのでご注意ください。

現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

9 請負代金の支払

施工完了後の検査に合格後（手直しがあつた場合はその完了後）、請求に基づき支払います。

※前払金や部分払金の請求はできません。

10 注意事項

この名簿に登録されても、指名や契約を約束するものではありません。